

平成26年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成26年12月8日（月）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第43号～議案第54号審査】

日程第2 議案第43号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第44号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

日程第4 議案第45号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

日程第5 議案第46号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

日程第6 議案第47号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

日程第7 議案第48号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

日程第8 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

日程第9 議案第50号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

日程第10	議案第51号	葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第11	議案第52号	葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・	28
日程第12	議案第53号	葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	30
日程第13	議案第54号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	31
【 請願第1号・要望第9号審査 】			
日程第14	請願第1号	米価安定対策等に関する請願・・・・・・・・・・・・・・・・	31
追加日程第1	発委第2号	米価安定対策等に関する意見書の提出について・・・・・・・・	35
日程第15	要望第9号	小田部落会からの要望書・・・・・・・・・・・・・・・・	36

平成26年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）輝くふるさと常任委員会

12月定例会議 議事日程告示年月日	平成26年11月28日（金）			
定例会議再開年月日	平成26年12月5日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成26年12月8日（月） 開会10時00分 閉会14時05分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇雄	○	辰柳 敬一	○
	鈴木 満	○	高宮 一明	○
	姉帯 春治	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	小谷地 喜代治		高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育 長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
住民会計課長	村中英治			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、小谷地喜代治委員及び高宮一明委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第43号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

高宮委員。

高宮一明委員

25ページの畜産業費の関係でございしますが、飼料自給力強化支援事業費ということで計上しておりますが、その内容について説明いただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (山下弘司君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

飼料自給力強化支援事業ということで、今回、任意の組合員が事業主体となりまして、自走式のフォーレージハーベスターの導入に対して助成を行うことで、予算計上をお願いしているものでございます。この助成につきましましては、新葛巻型酪農構想でも酪農家の皆さんから、ゆとりある作業とか、そういった関係での要望等もいただいている関係もございまして、今後の方向として協業体で進めるような、そういった作業の効率化、そういった部分に対して支援をしようということで、今回、事業費の15パーセントの補助をする形で、予算計上をお願いしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

高宮委員。

高宮一明委員

任意組合で、その効率的な作業をするということで、これは経営上、大変貴重な事業ではありますが、こういったことを、これから任意組合で申請したならば、5分の1ということですが、そういった関係で、どんどん町の方でも支援していくのかどうか、その辺についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

今回の事業は、リース事業になってございまして、国の方から2分の1の補助を受けての事業になります。ですので、法人化を図る形のものが要件となっておりますので、こういった条件をクリアして、協業体で作業機を購入するという形になった場合には、今後も支援していく形で考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

34ページ、35ページになるわけですが、小学校施設維持修繕事業の中の耐震補強工事ですけれども、江川中学校、小屋瀬小学校があるわけですが、こういった内容の補強工事なのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまのご質問に、お答えいたします。

小屋瀬小学校、それから、江川中学校校舎及び屋内運動場につきまして、耐震診断いたしまして、少し基準より低いというようなことで、今回、こちらの工事費を予算計上させていただきました。

工事の内容でございますが、窓の外側に補強材を入れるというような工事内容になるものでございます。X字といいますか、そういったものを補強材として入れて、耐震性を保つというような工事内容になります。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

窓の外に補強工事というようなことですが、そうした場合に、今後、いろいろな災害等が心配はないと言い切れるわけではございませんけれども、この工事で大体のことは終わりということなのではないでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

お答えいたします。

今回の工事の内容につきましては、耐震性を担保するというような工事でありまして、基本的には、これは昭和56年以前の建物について調査しまして、耐震性のないものの工事を進めるということで、飽くまでも耐震性を補強するというような内容の工事でございます。したがって、それ以外の諸々ということになりますと、それはそれで、また別、飽くまでも地震による強度に対しては、この工事を施工することによって、強度は十分な状況になるというようなことで、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

9ページをお願いしたいのですが、今回、財産収入のところ、上外川の国有林の分収林売払収入15,291,000円、それから、雑入の方で、町有林の森林国営保険保険金が11,862,000円ほど収入の方に見込まれているようですが、もう少し具体的に、例えば上外川の分収林、現在どのくらいあって、そのうちのどのくらいで、このくらいになったのか、もう少し内容を詳しくお願いいたしますし、それからまた、この保険金についても、たぶん例年、保険金をかけた上での災害での保険金かと思っておりますけれども、この辺の関わりを、金額大きいので、もう少し分かりやすくご説明をお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

まず、分収林の立木の売払収入の関係でございますが、今回の販売になる部分林ですが、これは、昭和33年6月7日に契約になった部分林でございます、面積が28.77

ヘクタールでございます。樹種は、カラマツということで、国が2割、それから、町が8割での分収割合ということでの契約になっていた面積でございますが、これを今回、ここは保安林に関わっている部分林でございますが、保安林ですと一度に20ヘクタール以上の伐採はできませんので、今回、28.77ヘクタールのうち17.92ヘクタールを伐採するということになったものでございます。

それで、その対象になった本数ですが、14,362本ほどで、材積が3,393.83立方ほどの材積となっておりますが、9月30日に契約になりまして、町の方に11月6日に納入という形になってございます。この販売された木につきましては、36カ月以内に伐採するというような、そういった形の計画になってございます。

それから、森林保険金の関係ですが、これは、ご案内のとおり、平成22年に大雪で被害があったものの保険金ということで入っているものですが、今回入りましたのは、旧財産区の14.9ヘクタール分と、それから、上外川国有林分71.69ヘクタール分の2カ所の分、合わせまして86.59ヘクタール分で11,862,199円の保険金というようなことに入っているものでございます。今回の罹災面積は、町有林は1,647ヘクタールほどあるわけですが、これは全部保険に入っているわけですが、その率というのは10.2パーセントの罹災面積というような形になっているものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分収林の収入の方ですが、保安林が被っているというようなお話で、その場合には、20ヘクタール以上は一度には切られないというようなことになっているのですね。

こういったような分収林をやる場合には、国の方でもとになっているわけですから、国の方で売買の契約とか、そういうようなことをやる契約になっているのですよね。その辺のところが見えません。それで、この収入は、その契約によって入ってくるものとは思っているのですが、国の方からの収入というような形になるのか、その辺のところは分からないところがありますので、お知らせをいただきたいと思います。

それから、保険金の方ですが、平成22年の大雪災害というようなことで、保険金はこんなに遅れるものなのですか。だいぶ期間が経ってから保険がおりているというような感じなのですが、その経緯が分からないです。その辺のところも、詳しくお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

分収林の管理の関係の部分でございまして、分収林の植栽等は、部分林設定契約ということが根拠となるわけですが、そういった作業は造林者で行う形になってございまして。それから、分収林の間伐等が必要になってくるわけですが、これは、国有林野管理事務取扱細則によりまして、これが根拠になるわけですが、植栽後20年以内は造林者が行うような形になりまして、植栽後20年経過した場合には、国有林野施業実施計画において、国の、いわゆる森林管理署の方で行う形になります。そして、分収林の売り払い等につきましては、国有林野の管理経営に関する法律施行規則、これによりまして、国が造林者と協議して行うというような形になって取り扱われているものでございまして。

それから、森林の保険金の方の関係で、これまで遅れたというような形のお話をいただいたわけですが、今回の雪害は町内全域にわたっておりまして、それで、民有林も被害を受けてございまして。この保険の取り扱いは、県森連さんから森林組合さんで受けるような形で、森林組合さんで行っているわけですが、民有林の方の精算の方を優先させて行って、そして、最後の方で町の方の部分ということで、24年から調査しながら整理をしてきてございまして、今回で精算になるというような形になるものでございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員輝

もう少し詳しくお聞きしたいと思いますが、分収林の方ですが、契約は33年6月と先ほどお伺いいたしましたが、その後に植林したのが、今、伐採になって、このように収入として入ってきているものか。

それからまた、全部で26ヘクタールというような、先ほども出ましたけれども、あとのどのくらい、こういったような分収林が残っているのか。伐採状況、それからまた、残っているもの、その辺のところをお聞かせいただければありがたいと思います。

そうしますと、この保険金については、民有林の関わりもあるというようなお話でしたけれども、このように遅れてもやむを得ないというような認識で、このように、今回収入になったものかどうか、その認識についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

分収林の今回対象になった面積は、28.77ヘクタールのうち17.92ヘクタールの面積を売り払いしてございまして、残っている10.85ヘクタールは契約が継続という形になるものでございまして。29年まで契約が生きていく形になりますので、それ以降、その分を契約延長するかは、今後の協議になるような形になります。

それから、雪害の被害木の関係の保険金の整理の関係ですが、やはり町内全域にわたっての被害だったものですから、それを調査しながらの整理という形になりますので、

面積もかなりの面積になっているものですから、これくらいの時期までは、どうしてもかかるということで認識しているところでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、中身については大体お聞きしましたので、分かりました。

次に、9ページの中に追納の源泉所得税と、15ページにも、これを納める、支出の方で入っております。全員協議会でも説明は受けているところでございますけれども、過日の新聞報道にも出ておりましたので、あえてお聞きしなければならないということで質問させていただきますので、こういったような事情に至った経緯と、それから、その方策、このような事態になったことによって、町の方ではどのくらいの負担額が生じるのか。負担額が生じるというようなことは、つまり、どこかに町の過失があったというようなことになろうかと思っておりますので、その辺のところについても、詳しくご説明をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

ご質問の源泉所得税の徴収漏れについて、お答えいたします。

今年の8月でございますが、葛巻を所管いたします盛岡税務署長から、建築士や司法書士、税理士等の個人事業主への支払いの報酬、料金等の所得税の源泉徴収と復興特別消費税、25年1月から課税されている部分でございますが、この部分で、適切に処理されていない事例がほかでも見られることから、その自己点検をしてくださいという依頼がございました。行政指導でございますので、依頼という形で源泉所得税等の見直しについてという依頼の文書での依頼でございます。

その調査をいたしました結果、徴収漏れがあったというものでございます。調査の対象の期間といたしましては、平成22年1月1日から平成26年10月31日までの期間としたものでございます。

その結果、徴収漏れの状況でございますが、2件に分かれます。

所得税に係る部分でございますが、個人の事業主に係るものでございまして、工事関係等の設計に係る部分の設計士の方が2人の8件、それから、司法書士の部分で1人1件、税理士に係る部分が1人5件ということで、4事業主の14件に係る分の徴収漏れがございました。この支払いとした科目は、委託料に係るものでございます。徴収の不足額が2,184,023円だったものでございます。

さらに、復興特別所得税に係るものということで、6人で58件の徴収漏れがございました。この金額につきましては14,148円となったものでございます。

さらに、この部分に延滞税及び不納付加算が加算されるというものでございまして、この部分が、個人事業主に係る、所得税に係る部分だけですが、331,535円となっております。

復興特別所得税に係る部分については、1件当たりの徴収不足額が少額であると、5,000円未満は課税の対象にならないということでございますので、復興特別所得税に係る分についての延滞税及び不納付加算はございません。

この要因でございますが、個人事業主に係る源泉徴収漏れでございますが、建築士、司法書士、税理士等についての報酬に源泉徴収をするというものでございまして、支払先の個人事業主が、事業所名等で〇〇建設設計事務所や〇〇工房、建築計画工房というような形で、法人と誤解されるような名称の事業主の方々でございまして、源泉徴収の必要がない法人という部分との誤認があったというものでございます。

それから、復興特別所得税の源泉につきましては、平成25年1月1日から2.1パーセントの加算というものでございまして、この部分については、職員等に係る部分については自動計算で計算されてございましたが、科目としましては謝礼報償費に係る部分で、この部分に、手動による計算作業が必要な状態になってございまして、この部分での算定がされなかったというのが要因となっております。

今後の対応でございますが、徴収漏れがあった個人及び事業主の皆さまには経緯をご説明申し上げまして、源泉徴収すべき不足の徴収分につきまして、返還を依頼してございまして、この返還の承諾は得てございます。

それから、加算に係る部分につきましては、町の負担として、この部分について、このほど補正計上させていただくものでございます。そのことから、一時、不足分については町が税務署にお支払いし、その分は後ほど還付をいただくというような処理になるものでございますので、延滞及び不納付加算に係る分につきまして町として、最終的には負担となるものでございます。この防止につきましては、システムの改修、確認等も含め周知の徹底を職員に対して図るとともに、支払いの審査を強化しながら、今後の発生防止に努めてまいりたいというように考えてございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

概要については大体分かりましたけれども、つまり、歳入で見ているものは、源泉所得税がお漏れになっていた方々からいただく分が収入に入って、立て替えて払う分は歳出に載せているというようなことでの理解でいいのでしょうか。

その他に、2,198,000円の源泉所得税に対しての延滞税と加算税で332,000円というような、これは、そのように見ればいいのでしょうか。そうしますと、つまり、その源泉徴収をしなかった、怠ったというようなことで、この延滞税や加算税を役場でまるまる負担しなければならないという額になるのでしょうか。その辺のところの確認をお願いいたします。

それからまた、町で、こういったような源泉の不都合が出たということになりますので、公の役所で、このような部分を国税の方に納めなかったというようなことになろうかと思えますけども、こういったような部分については、事務的なミスはあってはならないことだろうと思っておりますけども、他町村でもやっているからいいというようなことでは決してないと思われますので、こういったような部分については、さらなる厳重な各課への指導とか、共通認識を持ってもらわなければ、また再びこういうようなものが出てくるのではないかと懸念されますが、そういったような指導はどのように今後なされているのか、その点についてもお知らせをいただきたいと思えます。

それからまた、今回のこの個人事業主4人の方だったのでしょうか。あと、復興特別所得税6人の方というように聞いておりましたけども、これは、課はどのような課にまたがるのか。1課だけなのか、複数課にまたがっているのか、もし、複数課にまたがっているのであれば、どのような課で、このような源泉徴収の忘れたのがあったのか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

金額の部分でございますが、補正予算書の15ページをご覧くださいと思いますが、先ほど申しあげました源泉所得税として徴収が漏れたという金額が2,184,028円となりますが、その部分と、あと延滞税の部分が331,000円という部分でございますので、町として税務署の方に、この分をまとめてお支払いするという部分でございます。その源泉所得税という金額の部分が、収入の部分で、還付いただくという部分で、2,198,000円を歳入の方で計上しているというような処理になってございます。

徴収漏れがされた箇所はどうかという部分でございますが、所得税に係る部分でございますが、4人の個人の事業主に係る部分でございますが、この部分については2課にまたがる箇所になってございます。それから、復興所得税に係る部分の担当をしました課につきましては、3課にまたがっている内容になってございます。

先ほど申しあげましたのですが、通常の部分、報酬、賃金等に係る部分についてはシステム的に自動に算定されるというような処理をしてございまして、その部分で、手動になっておるとい部分での確認を職員がしなかったということになろうかと思えますので、今後、その課税されるべき対象が何であるかという部分の確認と、その処理及び審査について厳重に対応していく必要があるというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、総務企画課長の方から答弁いたしました。それ以外の分野について、私の方か

らも答弁をさせていただきます。

今回の源泉徴収の徴収事務につきましては、先ほど申し上げておりますように、報酬あるいは報酬等によつての支払先の個人事業者と、そしてまた、事業者名であります、その源泉徴収の必要のない法人との確認の誤りが、まず、1点あったということでございますし、それから、復興特別所得税の源泉徴収につきましては、25年1月に制度改正されておつたものでございまして、これについての職員に対する周知といひますか、これが十分でなかつたという部分がございます。このような不適切な事務処理によりまして、皆様方に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げますところでございます。

そしてまた、今後の対応につきましてであります。源泉徴収事務につきまして、先程来お話ありますように、1課ということではなくて、庁舎内の各課にそういう事務が関わる部分がございますので、それぞれの担当課の職員に対する周知も徹底してまいりたいと、このように思っておりますし、また、定期的に注意の事務の喚起を図ってまいりたいと、このように思っているところであります。そして、再発防止に努めてまいりたいと思つたしますので、ご理解を賜りたいと思つた思います。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほども、柴田委員から話がありましたけども、この分収林の件について、当初は40年という契約で結ばれたわけでございますけども、20年間延ばしたということで、どのような作業をされて延ばしたのか。また、立木の値段が若干芳しくないから延ばしたのか、その辺をよろしく願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

分収林の契約の関係は、当初、平成9年までの40年で契約になっていたものを、9年と、それから平成19年に2回契約変更をして、10年ずつ延長してきて、平成29年までの契約という形で、これまできたところでございます。

その間、生育状況の関係等もございまして、そういった形の措置をしてきたわけですが、今回、再度契約延長するかという形の調査を国の方でしたわけですが、その生育状況が大体良いというようなことと、それから、カラマツの市況等が現在良い状況であるというようなことから、国の方で今回売るといふことでの協議があつたもので、それを受けての販売といふような形になつたものでございまして、ご理解いただきたいと思つた思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

私も、林業の關係に若干手を付けていますけれども、これが実際に定期的に間伐作業をされた単価であったのか。県でも、国でも、町でも、間伐作業の補助金を出しながら、町としては、今現在も間伐作業の補助を出しながら、民有地なども整備されているわけでございます。

そしてまた、今、実際には、県としては、環境の森という事業で50年くらいまでは間伐の対象になるということによってやっております。そして、その事業を使った場合は20年間は伐採できないということになりますので、やはり、そういうような間伐をしっかりとやった中での値段なのか。要するに、私たちも、あちこちで声を聞くには、やはり植えるときは1反歩当たり300本、そして、伐期までには約70本残せばいいというような話を聞いているわけですが、先ほど課長から説明がありましたが、毎木調査したということですが、やはり、その本数も若干多いのではないかと、それなりの間伐作業をしていなかった部分が若干あるのかなと思ひながら、それと、民間でもこのように売買されるのかなということも含めて、やはり定期的に間伐をしなければならないのだということを皆さんからも聞いていただくためにも、私はあえて、この間伐作業が行われたかどうかということの中身を分かっていたら、お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

管理の方の關係は、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、植栽後20年以内は植栽側ということで、町側の方で間伐等まで実施してきている形になってございますし、その20年以降は国の方が作っております、その森林整備計画に基づいて間伐等を実施してきている形になるものでございます。

それで、本数が若干多い形というようなご指摘もあるかもしれませんが、そういったことで、町も、それから国の方も、一応、間伐等は計画に基づいて実施はしてきてございました森林でございまして、ただ、単価等につきましては、今回の売り払いで、立方当たり5,220円ほどの平均単価になっているというようなことでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

毎木調査をしたということは分かっていますが、この毎木調査というのは、恐ら

く太さで石数が決まっていくわけです。立米数が。ですので、やはり定期的に間伐をしないと、最後に値段が違ってくるのではないかと思いますので、この件については、やむを得ないのだと思いますけども、今、県でも、町でも間伐を進めているわけですが、やはり定期的に間伐しないとお金にならないということは、どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

間伐の重要性につきましては十分認識しているところでございまして、現在、国の方の森林整備等に係る事業等におきましても、町の方で、そういった部分に対しての支援も行っていますし、町有林等の関係につきましても、必要な部分については実施していく方向で考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私の方からは、14 ページの定住対策推進事業経費のところ、説明では、江川地区の用地ということですが、具体的な場所、あと、この住宅の形態は一戸建てなのか、集合形態なのか、お聞かせ願います。

次に、その下段の公共施設再生可能エネルギーのところではありますが、社会体育館に独立防災型ソーラー街路灯設置工事、これは何基分なのでしょうか。

また、今後、町が予定している公共施設の再生可能エネルギー導入事業等は、この社会体育館以降も予定はあるのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

14 ページの定住対策推進事業費の定住促進住宅の建設に係る部分について、お答えいたします。

当初予算で、住宅の整備を予算計上してございまして、今回の議会での資料の中にも添付してございまして、江川地区、旧中村住宅の建設についての発注をしております。この部分については、アパート形式の木造2階建ての住宅となっております。12月1日に入札したものでございまして、3月までの工期という形で発注しております。

さらに、今回この用地の取得をお願いしておりますのは、五日市地区に用地を取得し、

同じようなアパート、集合住宅での定住住宅を整備したいというものでございます。2,000平米の用地を予定してございまして、五日市小学校近隣の用地の取得を計画しておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

2点目の、社会体育館の太陽光発電設備設計業務の関係ですが、当該事業は、岩手県再生可能エネルギー等導入事業ということで、10分の10の補助の事業で、平成24年度から27年度までの事業ということで進められているものでございます。

当町では、24年度の繰越事業ということで、葛巻中学校、それから小屋瀬中学校、五日市小学校を25年度に実施しまして、今年度は吉ヶ沢小学校に太陽光発電施設と、それから蓄電池、それと体育館のLED化等を進めてきてございます。来年度は、社会体育館に太陽光発電施設と、それから蓄電池、それと屋内の照明のLED化を図るという形で、そのための設計ということでお願いしてございます。

あと、これ以降の関係でございしますが、この事業は耐震性がある施設が対象という形になってございまして、現在、江川中学校、それから、小屋瀬小学校の耐震化の事業が進められてございますので、これが終われば事業を実施することができる形になりますので、この2校の関係を来年度で整備をしていきたいということで考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

机の上に上がっていただきましたので、この入札の件についてお伺いします。

19件の入札内容で出されていましたが、その部分で、13件の事業になるということになっております。ただ、入札に関わっていない部分については、6カ所、不落で終わったということです。6月とかであれば、こういうことはないと思いますけども、もう12月ですので、この入札に関わらない部分について6カ所くらいあるわけですが、それぞれの担当課から、年内中にできるのか、どのように進んでいくのか、その辺をお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

入札結果について、議場配布申し上げました資料の結果でのご質問かと思いますが、全体的な部分で若干、現在の入札関係の状況につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

今年度の入札を予定しました工事の件数が82件ございました。この中で、現在発注されていますのが60件になってございます。執行率が73.17パーセントほどになってございます。

この議場で配布申し上げております資料の中に、不落という部分が6件出ておるわけですが、今年度の全体での入札状況の中で不落という状態になったものが12件ございました。

その部分について、要因が明快でない部分が多いと思いますが、いろいろ情報を収集する中では、工期の部分に若干不足と取られている部分があったように分析してございます。工期といいましても、工事そのものの期間が不足するわけではなくて、その手配、資材等の発注なり、それを担う技術者等の確保、手配に期間を要するというような状態で、工期が長い状態であれば対応できるというような状態があったというように認識してございます。あと、既に受給している工事の量等についても、かなり多い時期もあったというような部分で、不調になったという部分がございます。再度、設計の中身についての確認もしながら発注をしてきております。

そういう部分で、12件のうち9件につきましては既に、再度の入札で発注しております。現在、調整しておりますのは、その残りの2件の部分について今月中に、年内には発注するような形での調整に入っております。直接の部分にはならないかもしれませんが、よろしく願い申し上げたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

要するに、材料不足があったから遅れているという部分がひとつあるかと思いますがけれども、ただ、私たちから見れば、この入札の件で、入札にならなかったというところの部分については、そういうのも関連しているかもしれませんが、価格の部分についても若干あるのではないかと思います。やはり今の物不足、また、人夫不足の部分については、総務企画課長としては、どのように考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

復興の関係で、沿岸部においては非常に資材等の不足が顕著だということ言われてございます。その中で、特にコンクリートの部分が非常に確保が厳しくなっているというように聞いてございます。併せて、その技術者の部分での確保が非常に厳しくなっ

いるという部分でございまして、その部分についても、ある程度の期間、日数を確保する中では対応していただけるというようなケースもあるというように伺ってございますので、そういう部分で、通常の工事の施工期間に加えて様々、資機材も含めて、確保に要する時間を加えることによって、ある程度の入札をいただけるというように考えている部分でございます。

たまたま、この配布申し上げます資料の中に住宅の部分もございまして、最初の時の入札では、残念ながら契約できなかったのですが、12月1日の最後の部分で、定住住宅については落札いただけたという部分でございまして、そういう手持ち工事等の、業者さんの状態によってもお願いできる部分があるかという部分で、必ずしも、その金額上の問題の部分、要はその資機材の高騰の部分の直接の影響のみではないのかなというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

建設水道課の方としては、4カ所くらいあるのですが、吉ヶ沢、上外川、また、平庭の駐車場、江川の水道、これは農林環境エネルギー課の方だと思いますけども、町の定住住宅、あとはペレットのこと、この部分については、年内中に頑張ってみるということで、副町長いいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今、総務企画課長の方からもお答えいたしました。この要因といいますのは、発注してから、いわゆる資機材といいますか、そういう資材等の納入に少し時間がかかっているというのが、全体的に実態でございまして。

したがって、そういう中で、主に工期の延長といいますか、そういう観点での見直し等も行いながら、今回の不落になっている工事等につきましては、12月中に再度その辺の、設計上のそういう期間、工期的な部分ではありますが、見直しをしながら発注する考え方がありますので、そういう中で、何件かまだ残っている部分がありますが、この辺は早急に見直しをいたしまして、12月中の発注に努めてまいりたい、このように思いますので、よろしくどうぞお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

このようなものには、材料などで時間がかかるという部分については、早めに分かると思いますので、できれば、今頃、入札にかけるのではなくて、お盆前に入札をかけるとか、そういうような方法も必要かと思えますし、また、昨年度もそういうような経緯も若干ありましたので、できれば、私としては、方法として一番良いのは、時間をかけて入札をするべきかと思っておりますので、まず、当局ではやるということで、頑張るということですので、これで終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時55分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第3、議案第44号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の補正では、繰越金47,541,000円、前年度と同額程度の繰越金かと、そのように思っておりました。この繰越金の半額は予備費にストックしているようでございまして、そういったような中でも、この国保の今年度の会計も大分きついような感じをして

いる一人でございしますが、今までの療養給付費と高額療養費、今回も高額療養費は15,000,000円ほどの補正を行っておりますので、この辺あたりで国保会計の見通しが付くのではないかと考えておりますので、これまでの実績と今後の療養給付費、あるいは高額療養費の見通し等々については、どのような見通しを持っているのか。

それからまた、現時点での3月までの決算見込みは、このままいきますと、どのような状況になるのか、その見通しについて、お伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今回の、国保会計の繰り越し等を踏まえた年度末の見通し等についてのご質問でございます。

今回の補正では、高額療養費について補正をお願いしてございます。15,000,000円ということでございますが、既にこれまで、上半期で、前年度と比較しまして5,000,000円ほど実績として増えてございます。その後、10月、11月も同様な傾向となっておりまして、平均にしますと、月7,000,000円、多い月では10,000,000円を超えておりますが、平均にしますと、月7,000,000円くらいの実績となっております。今後、3月までこういう状態が続いた場合には、ちょうど15,000,000円くらい、毎月7,000,000円くらいを想定しますと、15,000,000円くらいの不足になるということで、今回、補正をお願いしているところでございます。

一番金額の大きい一般療養費につきましては、前年比、こちらの方も4,000,000円、3億円近い中での数百万円という増に、現時点ではなっているところでございまして、こちらの方については、前年ほどには現在、実績的に増えてはいない状況もございします。

そういった中で、今回、予備費の方に20,000,000円という部分を財源留保できておりますので、高額療養費の分については、一応、手当てができておりますので、一般療養費の分が今後、特に、前年並みといえますか、あるいは、それ以下で推移していただくようなことになれば、あるいは、そういった範囲内での対応も可能かというようにも考えるものでございますが、医療費のことですので、どのような動きがあるかというのは前にもお話してございますが、10,000,000円くらいは、すぐに増えてしまうというようなこともございますので、そういった中では、なかなか見通しにくい部分もございしますが、できれば、そういった、今、確保できている部分の中で何とかなればよいなどというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第45号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の補正では、江川簡水に1,200,000円の補正のようでございます。今年度も総額では大分これも大きくなっておりますけども、26年度の進捗状況、順調な進捗状況になっているのか、今年の予算額満額このような形で推移していくのかどうか。これから寒さも厳しくなっていくわけですが、そういったような進捗状況、それから、この予算が全部使うようになるものかどうか、その見通しについて、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

江川簡易水道につきましては、今年度1件まだ発注するものが残っておりますけども、それを含めまして、今年度に完成を見込んでおるところでございます、今月中に発注を見込んでおるものでございます。

今回、補正をお願いしております件につきましては、江川簡水の主に補助の対象にならない分の経費について補正をお願いしております。

全体の進捗率ということでございますけども、現在60パーセントほどの進捗率になっているところでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第46号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第47号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第48号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

病院会計について、お伺いをいたしたいと思います。

中身的には、補正予算の内容では、緊急度が相当高いというようには感じられませんけども、今回この補正を含めた今年度の経営状況と決算見込みについて、3月決算では、現予算ではどのような見込みなのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在でございますが、例えば、入院で言いますと、延べ人数で昨年同期と比べまして1,000名ほど入院が増えております。収入もそれなりに増えてはおりますけれども、経費もそれなりにかかるという状況ではございますので、まず、今現在で見た場合には、昨年度と同程度の収益かなという見通しでございます。今後、もう少し入院等、また、外来患者等が増えていただければ、もう少し改善できるのかなという見通しを持っております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のお答えですと、入院状況が1,000人くらい増えているというようなことですが、ちなみにベッドの利用率といいますか、これまで、今年度に入ってから平均したものがどのくらいなのか。それから、昨年のはどのくらいなのか。そうしますと、大体、その利用状況も分かるかと思っておりますので、その比較について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

入院の一般でございますけれども、1日当たり平均にすると、今年は25.8人の入院ということになります。昨年度では20.4人ということで、1日当たりで5.4人増えているという計算でございます。月別でいきますと、8月には50パーセントを超える入院があったわけでございますが、その後、増減等がありまして、なかなか50パーセントをずっとキープという形にはなってございません。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の一般職の給与改定、平均0.3パーセントの引き上げというような説明をいただいております。

ちなみに、現在の町職員のラスパイレズ指数はどのくらいになっているのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

また、この一般職の給与引き上げ、しばらくぶりのような感じがしてありますが、これが何年から以来の引き上げになっているのか。

それからまた、0.3パーセントの引き上げというようなことは、額で、平均してどのくらいになるのか。

それからまた、勤勉手当の改定が行われ、これも0.15引き上げというようなことですけども、額で言えばどのくらいになるのか、その点についてお尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

まず、ラスパイレスの関係ですけども、今現在96.5という、まだ確定になってございませんので、位置付けとすれば、町の試算ということになりますけども、96.5と試算をしてございます。

それから、何年以來の引き上げかということですが、一般行政職の引き上げにつきましては、引き下げは何回かあるわけですが、最終的な引き上げについては、平成11年が最後の引き上げとなっております。

それから、今回の改定に伴う額の部分ですが、給与部分につきましては、主に給料ですけども1,162,000円、それから、勤勉手当については5,221,000円、合わせて6,400,000円ほどの影響額ということでございます。

1人当たりにつきましては、給与の方は、年にしますと14,000円弱、1人1月当りに直しますと1,100円程度、それから、職員手当につきましては、勤勉手当の方ですけども、1人当たり、例えば、一般会計で見ますと59,000円ほどでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

引上額でどのくらいということでございますので、1人の平均ですね、そのように、ここで書いているものですから、そのことをお伺いしているものでございましたけども、若干、答え方が違うのかなと思っています。

ラスパイレス指数ですが、96.5というようなことで、以前は、もう少し高かったような感じがしておりますが、この96.5パーセントになった、その引き下げになった要因は、国家公務員の方が上がったのか、うちの方が下がったのか、その辺のところだと思っておりますが、その分析はどのようになさっているのか、お知らせをしていただきたいと思っております。

それからまた、併せて、この条例では、一般職の職員と特別職の職員の給与が改正になっておりますが、特には、常勤特別職、議員、これについても期末手当の分が0.15カ月引き上げというようなことになりましたが、これが引き上げになりますと、こちらの方の分については、どのくらいの額の引き上げになるのか、1人分でいくら、この部分

については、総額でいくらか、その辺のところをお知らせしていただきたいというように思っております。

それからまた、同じく、この常勤特別職、議員の給与については、人事院勧告制度がないわけでございまして、これについては、人事院勧告制度に代わるものとしたしましては、町の報酬審議会がこの役割を果たしているわけでございますが、この常勤特別職と議員のこういったような報酬、給料、そういったようなものは、いつからの据え置きとなっているのか、こういったような部分については、どのような措置を考えておられるのか、その見通しについて伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

まず、最初にラスの指数の関係ですが、96.5という数字ですが、25年度から特例減額をやったわけですが、そのときが104.5ということで、その引き下げを図ったことと、それから、26年度の人事異動と申しますか、退職、採用等の関係がございしますが、そういった異動等の引き下げによって96.5、96.5というのは、25年度の国の特例減額がやられなかった場合のラス96.60と大体同じになりまして、ちょっと言葉は悪いですが、大体その水準に戻ったと申しますか、そのように認識してございます。

それから、常勤特別職の期末の関係ですが、常勤特別職の場合に直しますと、1人当たり96,000円ほどのアップということになります。

それから、年数の関係ですが、例えば、常勤特別職の場合ですと、平成8年が最後の上昇と申しますか、その後に引き下げ等はございしますが、上昇した分は平成8年になってございます。

それから、議員さんの場合ですと、やはり平成8年が上昇部分については最後というようになってございます。

答弁漏らしがありましたら、すみませんが、もう一度ご質問いただければと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今後の見通しについても伺ったはずでございしますので、これは担当課長がいいのか、副町長がいいのか、その見通しをお知らせしていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

特別職の引き上げ等々についての今後の考え方ということでございますが、これにつきましては、他町村等の事例等も勘案しながら、今後、考えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

平成8年から改定になっていないという先ほどの課長からの答弁でございまして、現在、例えば常勤特別職、議員の報酬、これは、県内のランクとすれば、どの位置になるのか、その辺のところについても、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

三役であります。今、県下33市町村の中で、下位から6、7番目という状況にありますし、議会議員の議長さん、副議長さん、それから議員の皆さん、大体同じような形ではありますが、やはり同じく6、7番目というような、各市町村と比較した場合、そういう下位の状況にあるというものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

33市町村の中では、下位の方から6、7番目、常勤特別職も議員の方もというような、そのように理解しましたが、併せて、その他の非常勤特別職も報酬については、これまで改正する際には、併せて改正してきたような経緯があるわけでございますので、全般に、こういったような部分については、当町の財政事情とか、規模とか、あと、県内でのこれまでのランク付け等々もあると思いますので、全く調査しないというようなことではなくて、見直して、どの辺が適正なのか、この辺のところについても、やはり総合的な検討が必要ではないかと私は思うのですが、もう一度その見解をお聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいま申し上げましたように、特別職につきましては平成8年以降ということでございます。その他の非常勤の特別職につきましても、準じたような形の中に、これまでも対応してきているところでありますので、常勤特別職、そしてまた、非常勤の特別職につきましても同様に、他の町村等の実態も把握しながら、今後も対応してまいりたいと、このように思っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第50号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも、あらかじめ全員協議会の中でご説明をいただいているわけでございます。

そういったような中で、今回、この基準を定めるといようなことで、これも地方分権の一環のうちと受け止めております。

それで、今回の家庭的保育事業等の基準との関わり、この基準上でいきますと、運営する方であれば、1人の子どもでも保育事業は対応できますよというような解釈になるかと、そのように思っております。

それで、こういったような条件整備が大分、これでやる場合には向上してくるわけでございますけども、児童館との関わりですね、児童館の場合は、その対象も小学校3年生までというようなことになろうかと思っておりますので、3歳以上、小学3年生までですか、それ以上に、この部分については、いろいろな面で優遇な保育の行政がなるというような形が言えると思っておりますけども、こういったような部分につきましては、

現在、二つある児童館との整合性はどのような形で持っていくのかですね、判断をしていくのか、こういったようなものに切り替えた上でなっていくものか。

それからまた、現在、定めようとしている条例に、現在の児童館の施設は、基準上は該当しているかとは思われますけども、そういったような現在の児童館の制度のあり方と、今回、こういったような基準を条例として定めた場合に、こういったようなものにも移行していくのかどうか、その視点をお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまの柴田委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

基本的に、現在、当町が運営しております児童館、吉ヶ沢児童館と冬部児童館の二つの児童館がございます。こちらの児童館につきましては、児童福祉法の規定に基づいて運営をしております。今回、条例をご提案申し上げました、こちらの条例とは、直ちに、こちらの条例に移行するというようなことにはならないものでございます。今後、状況を見ながら、こういった形に引き上げていくことが適正であるか、これは、今後、状況を見ながら、推移を見ながら検討してまいりたいというようには考えておりますが、現時点で、この条例施行に伴って二つの児童館をそちらに移行させるというようなものではないというように認識しております。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほども申し上げましたとおり、その児童館と、こういったような制度で、今回、三つの条例が出ているわけですので、基準を定める条例が出たという趣旨は、つまり、こういったような形で児童の育成を図っていきたいという国の大きな支援制度のあり方とっておりますので、こういったような、自分たちで決めたものに近づける工夫が、やはり努力が必要ではないかというように思っておりますので、例えば、あとで出てまいります放課後児童の健全育成の条例の中でも、1年生から3年生までと、この保育所になりますと0歳児から保育ですよという形になるわけですので、子育てがしやすくなるというような大きな観点があるかと思っておりますので、直ちにやれる、やれないの問題ではなくて、やはり近い将来にこういったようなものに近づける努力が私は必要ではないかと、そういったようなところの見通しですね、そういったようなものを持った上で施行するのであれば大変良い条例なわけですが、ただ条例だけを決めて宝の持ち腐れの的なものになるような感じでは、あまり良くないのではないかと思いますので、できる限り早く、こういったような条例に近づけるような基準で、自分たちが決めた条例に、町でもそういったような施策を反映させる努力が必要ではないかと思

っております。これは、教育委員会、当局だけの問題ではございませんが、町当局では、そういったような大きな視点でいきますと、どのような考えになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の子育て支援関連条例3条例ございますが、これに併せて、児童館の設置運営と
いいますか、これらについて、どういう考え方かということでございますが、正に、今
後、今回の3条例をひとつの基本としながら、子どもたちの健全な育成等々、同様の考
え方の中で、できるだけ、そういう基準に基づいた運営に近づけていかなければなら
ないと、このように思っているところであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その姿勢は分かりました。

例えば、現在の児童館の施設は、この基準上に定められているものに該当、もう、こ
れ以上になっていると、この基準というのは、飽くまでも最低のものであって、これを
クリアしなければ認可しませんよというような形になろうかと思っておりますので、現
在の児童館についてはすべて、こういったような今回基準で定めている条例をクリアで
きますかというようなことは答弁漏れだったような感じがしています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

大変失礼をいたしました。

その基準上の問題、今回、条例の方をご提案させていただいておりますが、こちら
の方は、基準は満たしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませ
んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第51号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

現在の保育所があるわけですが、これと、この基準を定める条例との関わり、もう既に認可になっている保育所ですから、この基準に関する条例については当てはまらないと思いますが、そういったような経過規定があるかどうかまでは確認はしておりませんが、そういったような、この条例と、今ある保育所との関わりはどのような感じで見ればいいのか。これから新設されるものだけが、この基準を定める条例に適合されていくのかどうか、そのところをお知らせをいただきたいと思ひますし、あと、今、町内四つ保育所、あと、運営制度も設けておりますでしょうか、こういったような保育所もすべて、この基準上にはクリアをしているかとは思ひますが、その点について、確認をいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、葛巻保育園をはじめ四つの保育園を町が運営しておりますが、これらは、今回ご提案申し上げます条例の基準は満たしている施設となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第52号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これまで、2件の条例と、これも含めまして子育て支援制度の優遇措置というような形になっているようでございますが、これの財源ですが、消費税率が、この部分についても10パーセントに引き上げた場合で7,000億円の財源を捻出するというような、こちらの方の制度になっているようでございますが、ご承知のとおり消費税の10パーセントが先延ばしになっている状態なわけですが、そういったような中で、こういったような部分については順調に事業がなされていくものかどうかも些かの懸念をしている一人でございますが、そういったような見方は、どのような見方をしているのか、まず、お知らせをしていただきたいと思っております。

あと、現在も放課後児童の健全育成事業は実施しているわけですが、現在、開設されている開設根拠なる規定はどのようなもので開設になっているのか、お知らせをしていただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

ただいまの柴田委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

消費税が、解散総選挙もあるということで、先延ばしになるというような状況にございますが、これは11月19日現在の内閣府からの情報でございますけれども、消費税10パーセントは29年4月まで延期というような方針が示されているところでございますが、子ども・子育て支援関係の新制度については、予定どおり平成27年4月に施行するという方針、これは国の方針ということで、官房長官記者会見等においても明言されているということで、これは11月19日現在の我々の情報でございます。

それから、もうひとつは、放課後児童健全育成事業の現在の根拠でございますが、こちらにつきましては、町でこの事業の実施要綱を設置いたしまして、そちらの要綱に基づきまして運営しているということになっております。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

消費税の値上げの関係については、我々のところで議論されない部分でございますので、一応、見通しだけというようなことでお伺いをしたものでございます。

あと、現在の放課後児童健全育成の事業でございますが、実施要綱でやっていますというようなことでございますが、こういったような部分についても、この今回との条例との関わりはどのように考えればいいのか。この条例の規定によって運営するのかどうか、その辺のところも説明がございませんでしたので、お伺いをいたしたいと、このように思っております。

それから、この基準でいきますと、1年生から3年生ではなくて、6年生まで拡大されるというようなことで、これも、やはり子育て支援法のうちの大きな改正のひとつではないかと思っておりますので、こういったような部分の考え方、どのような形で来年の4月から運営していくのか、私から言わせますと、この部分だけについては直ちに、この条例の基準により実施すべきものと、私は考える一人でございます。このことが1点と、開設しているのは現在1カ所ですか、さらに新設する計画はあるのかどうか。それから、こういったような新しい条例で実施する場合の保護者の負担はどのような形になっていくのか、その点について、お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

このような形で、新たな条例を定めたということでございますので、やはり私たちは、その趣旨を踏まえて、極力、現在行っている放課後児童健全育成事業につきましても、現在の実施要綱との整合性を図りながら、今回の条例設置に準ずるような形に持っていくという考え方に立っております。

したがって、現在その対象が小学校3年生までで、それを小学校6年生まで拡大ということであれば、そういった形に持っていくような形の、これから努力をしまいたい、このように考えております。

それから、新たに条例ができたことによって、その保護者の負担が増えるというような形にならないように、やはり、これについても我々の方でも手立てを講じていくよう検討をしまいたい、このように考えておりますので、どうぞご理解をお願いした

いと思います。

新たな、その今の葛巻小学校のところにある部分を拡大する予定があるかということですが、現時点で、そういった計画はございません。ただ、これも、こういった条例を定めたということもありますので、町民の皆さんからのニーズとか要望等も踏まえながら、こちらについては検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この条例の部分だけは整合性をとって、この条例で措置したいという、努力をしたいというような答弁で、そういうように理解していいですね。

併せて、こういったような部分に、条例に移行するような形での整合性を早くとっていただきたいなというようなことと、保護者の負担についても、現在との関わりを十分考慮した上での保護者の負担になることを、ぜひ、そういったようなことで、早くこの条例に移行してもらいたいということで、質問を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第53号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第54号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

(休憩時刻 | 2時05分)

(再開時刻 | 3時30分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員の皆さんにお知らせします。これからの審査は、請願、要望でありますので、当局の方々には退席していただきましたので、報告します。

日程第14、請願第1号、米価安定対策等に関する請願についてを、議題とします。

事務局長から、請願書の朗読を求めます。事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、平成26年の11月26日、請願第1号ということで、新岩手農業協同組合の久保代表理事組合長から提出されておりますので、朗読いたします。

米価安定対策等に関する請願。

請願趣旨でございますが、JAいわてグループでは、米政策等の見直しに対応し、生産数量目標に即した生産や、水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできました。

しかしながら、26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業、稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、新たな農業、農村政策の取り組みも影響を及ぼすものと考えられます。

こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策、ナラシ対策及びナラシ移行のための円滑化対策のみで対応する方針を示していますが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。

かかるなか、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、下記事項について、国に意見書を提出するよう要請いたします。

請願事項ですが、1、特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用。

(1)ナラシ対策については、当面の営農、生活資金の確保対策と併せて、最大でも標準収入額の2割までしか補てん対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補てん対象や補てん割合の拡大など特例的な措置を講じること。

(2)27年産に向けては、極力多くの担い手が2割の収入減少に備えたコースに加入するよう推進を行うとともに、27年産米にかかる標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。

(3)また、意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強かに指導すること。

2、異常気象への十分な対応。26年産米については、8月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生が増加や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

3、26年産米の適正販売に向けた環境整備。26年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めつつ、その活用などの民間の取り組みを支援すること。

4、飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保。

(1)JAグループは、27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用

の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。

(2) 将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。

5、27年産米の適切な生産数量目標の設定。27年産の生産数量目標については、JAグループの飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需要調整を図る現行の政策の枠組みを踏まえ、例年発生している過剰作付けや25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。

6、将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立。

(1) 我が国の主食である米については、毎年安定した価格で生産、供給できることが生産者、消費者双方にとって望ましく、30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策の見直しの十分な検討を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保、育成など、さらなる環境整備を進めること。

(2) また、米の需要拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。

(3) ナラシ対策のほか、政府が創設を目指す収入保険制度を含めて、過去の一定期間の収入等を基に補てん基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目し、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。

(4) また、担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。

以上、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朗読が終わりました。

次に、紹介議員から、本請願についての意見を述べていただきます。

8番、辰柳敬一議員。

8番（辰柳敬一君）

私から、ただいま局長の朗読ですべてであります。さらに若干付け加えさせていただきます。審議をいただきたいと思っております。

今回の下落であります。30キロ当たりで申し上げますと、米の価格が5,700円であったものが4,150円に、それから、直接支払制度であります。今まで10アール当たり15,000円もらっておったものが7,500円になったこと、それから、本町では27戸、60ヘクタールほどの作付けが行われております。

皆さまご案内のとおり、田んぼはダム機能も有し、あるいは日本の景観、あるいは環

境、そういった本当に多岐にわたる役割を果たしておるところであります。したがって、将来にわたって稲作経営を安定的にできるように、先ほど局長から説明がありましたように、国に対し意見書を上げていただきたい、こういうことであります。

どうぞ、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、簡単ですが、説明とさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で、紹介議員の意見陳述が終わりました。

それでは、ここからは委員各位から意見を伺いたいと思います。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、農協さんの方から、このように請願が出ておりまして、これは葛巻に限ったことではない全国的な傾向であろうと思っております。

それで、米価のこの引き下げ幅も大変な引き下げ幅になっておりまして、しかも、今回このようなものを経験いたしますと、また、一度あることは二度あるというようなことも経験しなければならないだろうというようなことで、農家の所得にとっては極めて危機的な状況になるであろうと推察されます。

当町の場合、その米作農家も27戸という、先ほど紹介議員の話がありましたけれども、数とかそういうようなことではなくて、日本の農業の産業としての、やはり町内の行く末を考えれば、一定のこの米価の安定というものが、ものすごく私は大事なような感じがいたしますので、この請願内容はそれらが記載になってございますので、私は、この請願内容には賛同をいたしたいというような考えを持っている一人ですので、皆様方の同調もよろしく願いをいたしたいというように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、皆さんから意見は、ここで終了といたします。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号、米価安定対策等に関する請願については、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第1号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、米価安定対策等に関する請願に関し、米価安定対策等に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、米価安定対策等に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第2号、米価安定対策等に関する意見書の提出についてを、議題とします。

事務局長から、発委第2号について朗読を求めます。事務局長。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

それでは、意見書について朗読いたします。

米価安定対策等に関する意見書。

26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る被害は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業、稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、新たな農業、農村政策の取り組みも影響を及ぼすものと考えられる。

こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策、ナラシ対策及びナラシ移行のための円滑化対策のみで対応する方針を示しているが、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要がある。

よって、国においては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう、強く要望するものである。

要望事項につきましては、先ほど朗読いたしました請願書と同じ内容でございますので、省略させていただきます。

なお、この意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朗読が終わりました。

委員各位から意見を伺いたいと思います。

(「なし」の声あり)

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、11日の最終本会議に委員会発議することに決定しました。

次に、日程第15、要望第9号、小田部落会からの要望書についてを、議題とします。

お諮りします。

要望第9号は、審査の内容から、参考人として、小田部落会の会長、門場政一さんの出席を求めることとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、参考人の出席を求めることに決定しました。

参考人から着席していただきます。

(参考人着席)

門場さんにおきましては、お忙しいところ誠にありがとうございます。

後ほど、参考人としてご意見を述べていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、事務局長から、要望書の朗読を求めます。事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、要望書を朗読いたします。

平成26年11月27日付けで、小田部落会、門場政一会長から要望書の提出がありました。

まず、趣旨でございます。

小田部落会は、町当局のご指導をいただき、平成2年4月1日に、それまでの小田部落会、小田納税貯蓄組合及び小田衛生組合を統合して自治会方式による新たな組織を結成しました。

健康で明るく住みよい地域づくりは、住民のふれあいからを合い言葉に、会員相互の理解と親睦、融合の図られた地域づくりを目指し、協働のまちづくりを基本に、町当局、議会の特段のご配慮、ご支援をいただきながら、地区発展計画や景観形成基本計画を策定して、地域活動を展開してきております。

一方、少子化に伴い地域のよりどころであった、小田小学校及び小田保育園が閉鎖となりました。また、人口の減少、高齢化傾向は、地域の活力や地域コミュニティの低下だけでなく、生活基盤に関わる様々な活動にも影響を及ぼし、生活の利便性や、地域の魅力を低下させるという悪循環を発生させ、過疎化が一層進んでいく可能性も否定できない状況にあります。

そのようなことから、旧小田小学校跡地へ養護老人ホームや定住住宅等の公共施設を設置していただき、地域の拠り所として地域住民が交流を深め、地域の持続につなげて

まいりたいと考えておりますので、次の事項について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

要望事項。

(1)旧小田小学校跡地へ、養護老人ホームや定住住宅等の公共施設の設置をお願いします。

(2)老朽化に伴い建て替えを予定している、消防団第6分団屯所を町の防災センターとして、機能を備えた施設としての整備をお願いします。

以上、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朗読が終わりました。

次に、参考人の門場さんに本要望についての意見を述べていただきます。

ご意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げます。

参考人から5分程度意見を述べていただき、その後、委員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、ご発言の際は、その都度、委員長の許可を得て発言くださいますようお願いいたします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、門場参考人、よろしく願いいたします。

参考人（門場政一君）

今日は、皆さま、大変お忙しい中、小田部落会のためにお時間を取っていただき、誠にありがとうございます。また、常日頃から、部落会活動に対しましては、ご協力、ご指導を賜りありがとうございます。

先ほど、事務局長から読み上げていただきました要望内容について、要望理由を述べたいと思います。

健康で明るく住みよい地域づくりは、住民のふれあいからを合い言葉に、会員相互の理解と親睦、融合の図られた地域づくりを目指し、町当局、議会の特段のご配慮、ご支援をいただきながら、地域住民が協働で活動に取り組んでいるところです。

春の花見会、夏のふれあい祭り、秋の収穫祭等、地域全員参加による活動に取り組んでいるところですが、人口の減少、高齢化等により、過疎化が心配されるところです。

そのような中、町当局、盛岡振興局のご指導、ご支援により、小田地元学を開催し、小田のお宝活用について、現在、会議等を開催しております。小田の夢や、小田が元気で暮らせる地域づくり、小田が将来こうなってほしいなど、いろいろな意見が出ております。これらを具現化するためにも、また、町有地の有効活用策として、旧小田小学校跡地へ公共施設を設置していただき、地域の拠り所として、地域住民が交流を深め、地域の持続につなげたいと思っております。

また、近年起きております異常気象等により災害が発生しておりますけれども、平成

18年の大雨でしたか、あのときにも当地区沢からの土砂の流出、それから、川のはん濫により床上浸水等、被害を被っております。

そのような中、老朽化のため建設を予定している6分団の屯所建て替えに併せ、新屯所に防災センター機能を持たせた施設整備をしていただき、小田地区に限らず、北部地区全体としての防災機能につなげたいと思っております。

このようなことから、要望内容に書いてあります事項について、これまで以上の特段のご配慮をお願いいたすところであります。よろしくをお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ありがとうございました。

以上で、参考人の意見陳述は終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

以上で、参考人からの意見聴取を終了します。

門場参考人は、退席願います。ありがとうございました。

（参考人退席）

それでは、先ほどの参考人の意見聴取を踏まえ、本要望に対して、委員各位から意見を伺いたいと思います。

山崎委員。

山崎邦廣委員

先ほどの、小田部落会、門場会長からのお話にもあったとおり、要望については、一つは公共施設の設置のお願い、二つ目は、老朽化に伴います屯所の建て替えに併せて、防災センターとしての機能も備えた整備という2点でございました。

この1点目でございますけども、公共施設がなくなって、地域の魅力も低下をしている。そして、人口の減少、高齢化も進んでいる。そうした中で、公共施設を地域の拠り所として活性化につなげたい、地域の存続につなげたいということは、公益上も重要であると思えますし、合理的な要望であると思えます。

それから、二つ目の屯所建て替えに伴う新しい屯所に、防災センターとしての機能も備えていただきたいということに関しましては、この防災センター機能というのは、周辺地域の防災、災害対処能力の向上につながるもので、公益上も大変重要なものであり、要望としての妥当性はあると考えます。したがって、この要望については、採択すべきものと考えます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

今、小田地区の関係につきましては、特に小田小学校と小田保育園が閉鎖になったことは、皆さん既に承知のとおりでありまして、大概、学校と保育園があったものがなくなったことによりまして、その地区が衰退していくというのは、もう明らかでございまして、私から言わせていただきますと、こういったような跡地の対応とか振興方策を、町ではもっと早く取り上げてほしかったなというのも実感であります。今回の陳情は、地区からの提案でございまして、そういったような面では、非常に尊重すべきものと思います。

そういったような中で、公共施設というようなこと、これは、このとおりだと思えますが、ただ、この養護老人ホーム等々の部分については、やはり、町全体のどこに建てていくべきかという議会としての意思統一も必要のような感じがしておりまして、現時点でも、前回の議会でも、これが確認されていることは、葛巻病院の完成と併せて整備したいというようなことくらいで、どこに整備したいかは明らかにされておられません。この必要性は十分、このように養護老人ホームの老朽化に伴っての更新は明らかでございまして、こういったような部分では、どこの地区というような限定をする前に、町全体として、どこに整備していくべきかという議論も、私は大事なような感じがしておりますが、そういったような意味で、私は、この1番についても、養護老人ホームの公共施設の設置については賛同でございまして、その地区を指定するものではない、その養護老人ホームの設置のあり方というようなことですね。

それから、2番目の防災センターの件につきましても、やはり町中心部だけの防災機能を持っておりまして、交通の遮断とか、通信機器の遮断等が十分考えられますので、やはり、私は、こういったような防災センターはそれぞれの、例えば、北部地区の方には必ず1カ所はあるべきだなど、それからまた、西部の方にも1カ所あるべきだなど、それから、北部地区の方にも1カ所、それから、町中心部に1カ所、この4カ所くらいは、やはり町全体としての防災機能とすれば、必要ではないのかなというようなことでもございまして、この2番目につきましても、防災センターそのものの建設については、私は賛同でございまして、ただ、地区的については、どこが良いのか、まだ結論めいたことは申し上げられませんが、そういったような意味では、全面的というようなことではなく、かとは思いますが、そういうような意味では、この趣旨につきましては賛同をさせていただきたいということでございまして、以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

意見がお二人の委員から出されました。

ここで、お諮りしたいと思います。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

要望第9号、小田部落会からの要望書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、要望第9号は、採択すべきものと決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

(閉会時刻 14時05分)